

**地方独立行政法人香取おみがわ医療センター会計監査人選定
公募型プロポーザル実施要領**

1 目的

この要領は、地方独立行政法人香取おみがわ医療センター（以下「法人」という。）の会計監査人を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により、選定するための手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

2 会計監査人の概要

(1) 業務名

地方独立行政法人香取おみがわ医療センター会計監査人業務

(2) 契約者

地方独立行政法人香取おみがわ医療センター

(3) 業務内容

別紙「地方独立行政法人香取おみがわ医療センター会計監査人業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

なお、受嘱候補者を選定後に仕様の最終調整を行う。

(4) 契約期間

契約締結日の翌日から締結日の属する事業年度（令和4事業年度）の財務諸表についての地方独立行政法人法（以下「法」という。）第34条第1項による市長の承認の日まで。

ただし、法第39条の規定による解任等特段の事情がなければ、令和5事業年度から令和7事業年度についても再任するものとする。

(5) 契約上限額

1事業年度あたり2,500千円（消費税及び地方消費税を含まない。）を上限とする（ただし、監査に要する交通費等の経費は含まない。）。

3 参加資格

本プロポーザルに参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

(1) 公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人であること。また、公認会計士法の規定により、財務諸表について監査することができる者であること。

(2) 法第37条第3項の規定に該当しない者であること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者であること。

- ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本プロポーザルの公告日前6か月以内に手形又は小切手を不渡りした者。
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者。
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされていない者。
 - エ 同一人が代表者となる者で、重複して企画提案している者。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団又はその構成員、若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年間を経過しない者の統制下にあり、事実上の運営に影響が及んでいる（暴力団の利益となる活動を行うことを含む。）者に該当しないこと。
- (5) 地方独立行政法人に対する監査業務又は病院に対する監査業務を実施した実績を有する者。（令和4年4月1日時点）

4 スケジュール

区分	項目	日程
公告	実施要領等公表	令和4年5月25日（水）
参加手続き	企画提案書受付期間	令和4年5月25日（水）から 令和4年6月17日（金）まで
質問受付	質問書受付期間	令和4年5月25日（水）から 令和4年6月3日（金）まで
質問書回答	回答の公表	令和4年6月10日（金）
審査	プレゼンテーション及び ヒアリング	令和4年6月30日（木）
選考結果の通知		令和4年7月上旬
契約	契約協議及び契約締結	令和4年7月中旬（予定）

5 質問書の提出及び回答

本プロポーザルに関する質問については、以下のとおりとする。ただし、企画提案書の作成及び提出に必要な事項及び業務実施に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

- (1) 提出書類 質問書（様式1）
- (2) 提出期限 令和4年6月3日（金）午後5時15分
- (3) 提出先 事務局：香取市役所福祉健康部健康づくり課地域医療推進室
- (4) 提出方法 電子メール

なお、電子メールの件名は「香取おみがわ医療センター会計監査人に

対する質問（社名）」とすること。電子メール送信後は、必ず電話にて送信の旨を連絡すること。

(5) 回答方法 令和4年6月10日（金）に香取市ホームページへ掲載

6 参加手続き

本プロポーザルに参加しようとする者は、次により企画提案書一式を提出期限までに提出すること。

(1) 提出書類

企画提案書一式は、以下に示す提案内容を説明する資料を示す。特に指定のない場合は、使用する用紙はA4サイズ（片面印刷・縦横自由）として、頁数を標記すること。

なお、所定の様式は香取市ホームページからダウンロードすること。

① 【表紙】 企画提案書（様式2）

② 【提案1】 会社概要（個人の場合はこれに準ずる書面）

会社名、会社設立年月日、所在地、技術者数、業務概要、経営規模、経営状況を必ず記載すること。

※企業パンフレット等を作成している場合は、最新のものを添付すること。

③ 【提案2】 実績一覧表（様式3）

④ 【提案3】 基本姿勢書（様式4）

本業務を実施するに際しての基本的な取組姿勢及び方針を記載すること。

⑤ 【提案4】 業務実施体制（様式5）

⑥ 【提案5】 配置予定者の経歴及び業務実績（様式6）

⑦ 【提案6】 業務工程表（A3サイズ横方向で作成し、片袖折り）

現時点で想定している作業スケジュールを記載すること。

⑧ 【提案7】 企画提案

⑨ 【提案8】 業務参考見積書

見積金額は税抜きとする。また、業務内容のそれぞれについて、内訳が分かるように見積もること。

上記の他、業務に伴い発生が想定される経費（交通費及び宿泊費）の回数及び金額を見積もること。

⑩ 【その他】 誓約書（様式7）

(2) 製本方法

提出書類は、【表紙、提案1～提案8】の順番にインデックスを付し、簡易なA4ファイルに綴じて提出すること。なお、ファイルの表紙及び背表紙には題名（「地方

独立行政法人香取おみがわ医療センター会計監査人業務企画提案書」及び提案者名を記載すること。

(3) 提出期限

令和4年6月17日(金)午後5時15分(必着)

(4) 提出先

前記5(3)に同じ

(5) 提出部数

10部(押印が必要なものについては、正本1部のみ押印。残りの9部は複写可とする。)

(6) 提出方法

持参又は郵送

ただし、持参の場合は土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分までとし、予め電話連絡の上で持参すること。

郵送の場合は、提出期限までの必着とし、到着確認も行うこと。

(7) 留意事項

企画提案書の提出後は、書類に記載される内容の追加及び変更は認めない。ただし、事務局は必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。

7 企画提案に係るプレゼンテーション及びヒアリング

次により企画提案書等に係るプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(1) 令和4年6月30日(木)にプレゼンテーション及びヒアリングを行うものとする。

なお、実施時刻及び会場については、別途電子メール等で通知する。

(2) プレゼンテーションは非公開とする。

(3) プレゼンテーションは、1社ずつの呼び込み方式とし、1社の持ち時間は、基本的に説明20分、ヒアリング10分の計30分程度とする。

(4) プレゼンテーションは、本業務に直接携わる予定担当者が行うものとする。

(5) 出席者は1社4名以内とする。

(6) プレゼンテーションの内容は、提出のあった企画提案書に基づくものとし、資料の追加配布は認めない。

(7) 説明時は、プロジェクターの使用を可とする。その場合はプロジェクター、PC、データ及びUSBケーブル等を持参すること。なお、スクリーンは事務局で用意する。

(8) 企画提案に係るプレゼンテーション等に関するものの他、業務全般に関する総合的なヒアリングを行う。

(9) プレゼンテーション及びヒアリングの順番は、企画提案書の受付順とする。なお、辞退が出た場合は、順次繰り上げる等の方法により対処する。

8 企画提案書の評価

企画提案書等について、以下により評価する。

(1) 企画提案書等の評価項目

企画提案書及びプレゼンテーション等の内容に関する評価は、次の各項目について総合評価方式により行う。

- ① 監査業務の受注実績
- ② 業務の取り組み姿勢
- ③ 業務の実施体制及び配置予定者の業務実績、経験及び能力等
- ④ 提案内容に対する的確性、質問に対する応答の明確性
- ⑤ 業務参考見積の金額の妥当性及び提案内容との整合性

(2) 企画提案書等の評価割合及び基準

評価項目	評価割合	評価基準
1 実績 監査業務の受注実績	10/100	別表
2 姿勢 業務の取り組み姿勢	15/100	
3 体制 実施体制、配置予定者の経験、能力等	15/100	
4 企画提案 提案内容に対する的確性、質問に対する 応答の明確性	50/100	
5 価格 業務参考見積	10/100	
合計	100/100	

9 審査及び選定方法

(1) 選定審査会の設置

地方独立行政法人香取おみがわ医療センター会計監査人選定審査会（以下「審査会」という。）を設置し、各委員がそれぞれ審査を行う。

(2) 審査方法

審査方法は、選定委員各人の持ち点は均一とし、各社に対し1人あたり評価点の合計を100点満点として評価する。選定委員ごとに評価した結果、提案者の順位づけを行い、順位が上位になるにしたがって1点を加点する方式で、提案者ごとの順位点数を集計し、その合計点数により最終的に順位を決定する。

(3) 選定方法

公募型企画提案方式（プロポーザル方式）により選定する。

審査の結果、最高得点者を第一位受嘱候補者とする。ただし、最高得点者が複数あるときは審査会の議決により選定する。

なお、選定する受嘱候補者は、委員全員の評価点の平均が 60 点を超える者とする。また、提案者が 1 社であった場合でも、審査を行うものとする。

10 審査結果の通知・公表

(1) 審査結果については、企画提案書に記載された担当者あてに電子メールで通知するとともに、業務の受嘱候補者を香取市ホームページで公表する。

(2) 選考の理由、経過及び結果に対する問い合わせ、異議等には一切応じないものとする。

11 契約の締結

契約は、法人と締結するものとし、審査により第一位受嘱候補者となった者と契約締結に向けた協議を行い、合意に達した場合には、速やかに契約を締結する。

法人と第一位受嘱候補者との契約が成立しない場合は、第一位受嘱候補者との協議を終了し、第二位受嘱候補者と協議を行うものとする。

今回の選任は、令和 4 年度から令和 7 年度までの複数事業年度を前提としているが、法人との契約は単事業年度契約となる。なお、令和 5 年度から令和 7 年度までの契約は令和 4 年度の契約を基本とするが、業務内容に応じて契約内容の変更を行うことがある。

12 辞退

企画提案書提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を令和 4 年 6 月 17 日（金）午後 5 時 15 分までに、事務局に持参又は郵送すること。郵送の場合は上記期限までの必着とし、到着確認も行うこと。

なお、本プロポーザルを辞退した者に対して、その辞退を理由として不利益な取り扱いは行わないものとする。

13 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 本プロポーザルの提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
- (2) 提出物に虚偽の記載があった場合
- (3) プレゼンテーションの時間に遅れた場合又は出席しなかった場合
- (4) その他、審査会が不相当と認める場合

14 その他

(1) 企画提案書等の作成、提出等に要する費用は、提案者の負担とする。

- (2) 企画提案書提出後の差し替え等は認めない。
- (3) 提出された企画提案書等は、返却しないものとする。
- (4) 提出された企画提案書等は、提案者に無断での利用はしない。ただし、本プロポーザルの手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、企画提案書等の複製、保存等を行う。

15 問い合わせ及び書類提出先

〒287-8501

千葉県香取市佐原口 2127 番地（香取市役所 1 階）

事務局：香取市役所福祉健康部健康づくり課地域医療推進室 担当：菅谷・奈良

電話：0478-79-8870（直通）

FAX：0478-79-8871

電子メール：iryoud@city.katori.lg.jp

※市役所開庁時間は、平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分

(別表)

評 価 基 準

評価項目	配点
【提案1】 【提案2】 1 実績 監査業務の受注実績 本業務を遂行できる十分な能力を有しているか。 十分な実績を有しているか。	10
【提案3】 2 姿勢 業務の取り組み姿勢 提案者の業務の取り組みに対する基本姿勢、熱意などを評価する。	15
【提案4】 【提案5】 3 体制 実施体制、配置予定者の経験、能力等 業務責任者及び担当者の資格・実績を評価する。特に、過去に携わった同種の業務内容及び携わった立場などについて総合的に評価する。	15
【提案6】 4 企画提案 提案内容について1 ○工程計画 本業務を遂行するにあたり、適切なスケジュールが計画されているか。	10
【提案7】 4 企画提案 提案内容について2 ○専門的な視点からの監査 経営の健全化のために効率的かつ効果的な監査業務が期待できるか。 透明性の高い病院運営の確保が期待できるか。	20
【提案7】 4 企画提案 企画提案書の内容、プレゼンテーションの内容全般 企画提案書の内容、プレゼンテーションの内容全般にわたり、内容が分かりやすく的確で説得力があるか。	10
【提案7】 4 企画提案 コミュニケーション能力 質問に対する応答が明快で、かつ迅速であるか。	10
【提案8】 5 価格 業務参考見積 見積金額が妥当な額であり、かつ提案内容との整合性がとれているか。	10
合 計	100